

活用手帳申込みから 活用手帳が届くまで

- 1 「FAX 送信票」またはお電話にてお申し込みください。
- 2 県立生涯学習推進センターが、お申込み冊数を**速やかに**送付いたします。
- 3 もちろん**無料**で手帳とスタンプをお届けします。
 - ※1 スタンプ台はふくまれておりません。
 - ※2 スタンプの色は問いません。

スタンプの押し方から 賞状が届くまで

- 1 スタンプは、どなたが押してくださっても結構です。
- 2 30分以上の活動については切り上げて1つ押してください。30分未満の活動であっても、合算して押すことも可能です。
 - ※1 まとめて押しても結構です。
 - ※2 手帳の**有効期限はありません**。
- 3 スタンプがたまった手帳を、県立生涯学習推進**センターに送付**してください。直接お届けくださっても、郵送等（送料はご負担願います）でも結構です。
 - ※1 100単位取得の後に送付いただくと、25単位の「鳥屋野潟賞」、50単位の「笹川流れ賞」、100単位の「美雪賞」の3つの奨励証をまとめて送付いたします。
 - ※2 表彰状は、すべて県知事名の奨励証です。
- 4 県立生涯学習推進センターが、**奨励賞**を送付いたします。

登録／活動内容／その他

- 1 登録継続の手続きは必要ございません。
- 2 活動内容は登録団体・登録機関に全て一任しております。
- 3 活動継続のための**手帳の追加、新規手帳申込み**の際は、県立生涯学習推進センターまで御連絡ください。**速やかに**送付いたします。